

## 《論 説》

## 新自由刑の導入とフィンランドの拘禁刑

齋 藤 実

## 1 はじめに

現行刑法は、「懲役、禁錮、拘留」を自由刑とする（9条）。その上で懲役を「刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる」（11条2項）と定め、禁錮を「刑事施設に拘置する」（13条2項）と定めている。もっとも、これらの規定に対しては、懲役と禁錮を二元的に規定すること、さらには懲役の場合作業を行わせることの是非が問われていた。

2021年法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会（以下「本部会」という。）では自由刑の在り方が示された（以下「本改正」とする。）。そこでは、刑の種類について「懲役及び禁錮を、新自由刑として単一化するもの」とされた。また、「新自由刑は、刑事施設に拘置して、作業を行わせることその他の矯正に必要な処遇を行うもの」とされた。本改正は、明治40年から続いていた自由刑に対する大きな改革である。この改正は、自由刑の種類が変わったことだけを示すものではない。作業以外に「他の矯正に必要な処遇」を行うことから、自由刑の内容自体が変わることを示す。

世界に目を転じると、フィンランド刑法ではそもそも懲役と禁錮の区別はなく、自由刑として「拘禁刑」が規定されている。その上で、受刑者には作業、教育、職業訓練などの活動への参加が課されている。拘禁法第1章第2条では拘禁刑の目的を「犯罪のない人生を過ごすため、自らの人生に対応する受刑者の能力を促進すること及び社会への再統合を促進すること」とする。単に活動への参加を課すだけでは、自発的な参加の意思のない受刑者にはこの目的を達

しえない。そこで、受刑者に参加への活動に動機付けを与え、その上で活動に参加することに力を置いている。動機付けを与えることにより「自らの人生に対応」でき「社会への再統合」が可能と考えているのである。

そこで、本稿では新自由刑の導入の意義を考えた上で、フィンランドの拘禁刑及びその処遇から得られることを考えたい。

## 2 新自由刑について

### (1) 新自由刑の内容について

本部会の取りまとめ(案)<sup>1)</sup>によると要綱(骨子)は以下の通りである(なお、本改正で規定された新自由刑等の加重減軽及び各則の罪の法定刑については除いている。)

#### 1 刑の種類

死刑、新自由刑、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とするものとする。

#### 2 新自由刑(懲役及び禁錮の単一化)

- (一) 懲役及び禁錮を、新自由刑として単一化する。
- (二) 新自由刑は、無期及び有期とし、有期新自由刑は、1年以上20年以下とするものとする。
- (三) 新自由刑は、刑事施設に拘置するものとする。
- (四) 新自由刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるものとする。

ここでは2点がポイントとなる。第1は、懲役及び禁錮を新自由刑として単一化した点である(1及び2(一))。第2は、新自由刑に処せられた者は、必ずしも作業が課されるわけではなく、必要な作業を行わせ又は必要な指導を行うことができるものとした点である(2(三)(四))。

---

1) 001329766.pdf(moj.go.jp)(2022年2月1日最終アクセス)。

## (2) 新自由刑として単一化した点について

かねてより自由刑の単一化は論じられてきており<sup>2)</sup>、一般的には禁錮刑廃止論を意味した<sup>3)</sup>。学説では、禁錮刑廃止論が支持する意見が多かったと言って良い<sup>4)</sup>。その理由として、禁錮の持つ性質に端を発するものが多い。一般に禁錮刑の性質は「一種のいわゆる『名誉拘禁』(custodia honesta)の性質を持つと解される」とされ、「総じて禁錮は、いわゆる政治犯ないし確信犯的なもの…のほか、過失犯をその主要な対象として規定されている」<sup>5)</sup>と説明される。

このような性質に対して、例えば、「第一には、『名誉ある犯罪』に科されるなどとも言われるが、いやしくも犯罪とされているものに対し、『恥ずべからざる犯罪』とか『名誉ある犯罪』とかを区別し、それによって刑罰を二、三とするのは、これに対して等しく『犯罪』という非価値的判断を加えることと矛盾している。第二には、罪質の相違ということはたしかにあるが、拘禁に定役を伴わないことをもって多少とも優遇の意味を持つものとするのは時代錯誤である。それは労働をいやしむ旧思想の残滓にすぎない。この意味において一切の自由刑を一元に帰せしめようとする運動は、注目に値するものである」<sup>6)</sup>などと主張されてきた。

本部会の「検討のための素案」<sup>7)</sup>では、「従前は、破廉恥犯か否かという犯

2) 例えば瀧川幸辰『新版 刑法講話』(日本評論社、1988年)248・249ページ。

3) 大塚仁他編『大コンメンタール刑法【第3版】第1巻(序論・第1条～第34条の2)』(青林書院、2015年)369ページ。

4) 平野龍一『刑法概説』(東京大学出版会、1977年)140ページでは、「作業を苦痛としての刑罰の内容として、とくに破廉恥犯の象徴と科するのは妥当ではないのではないか、国家が破廉恥、非破廉恥というような倫理的な判断をするのは、とくに現在のように価値が多様化した社会ではその限界ははっきりしたものではないから、恣意的になり妥当ではないのではないかと、という疑問がある。そこで、この区別を廃止して、たとえば「拘禁」というような名称の、1つの自由刑にすべきだという意見もある」と紹介されている。

5) 前掲3)364ページ。

6) 植松正『全訂刑法概論I総論』(勁草書房、1966年)354、355ページ。

罪に対する国の基本的評価の差を明らかにする必要があるという考え方の下、懲役と禁錮とを区別していたとされるが、現在では、このような区別は重要とまではいえず、禁錮受刑者が相当少数にとどまっている上、その多くが自ら申し出て作業を行っている現状では、あえて禁錮を存置する実益に乏しいとの意見も示されている」と説明している。これは長年有力に主張されてきた禁錮刑廃止論と同趣旨と考えられる。

### (3) 必要な作業を行わせ又は必要な指導を行うことができるものとした点について

矯正に必要な指導を行わせることについては、2点がポイントとなる。第1のポイントは作業を大幅に減らして矯正に必要な指導を行うことも、場合によっては作業をさせずに矯正に必要な指導を行わせることさえも可能であるという点である。

すなわち、「検討のための素案」では、「刑法第12条第2項が『作業を行わせる』と規定しており、一定の時間を作業に割かなければならないことから、現行法上、各受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を行うことには限界がある」とする。その上で、「作業については、規則正しい勤労生活を維持させ、社会生活に適應する能力の育成を図り、勤労意欲を高め、職業上有用な知識や技能を習得させるなどの機能があり、改善更生及び再犯防止の観点からも重要な処遇方法であるものの、各受刑者の特性に応じた処遇という観点からは」「必ずしも一律にこれを行わせるのではなく、作業を大幅に減らし、又は作業をさせずに、改善指導や教科指導を行うなど、個々の事情に応じて、柔軟な処遇を行うことも可能とすべきであると考えられる」とする。従来、作業を行わず、もっぱら矯正指導だけを行う日（矯正指導日）が設けられていた。もっとも、その頻度は1カ月につき4日（PFI刑務所以外は2日）の範囲に過ぎず、受刑者の処遇の中心は作業であった<sup>8)</sup>。その理由は刑法12条2項が「作業を行わせる」としていたことによる。本改正は改善指導や教科指導（以下「改善指導等」とい

---

7) 001275390.pdf (moj.go.jp) (2022年1月30日最終アクセス)。

8) 矯正教育等 | 静岡刑務所 (shizuoka-prison.go.jp) (2022年2月2日最終アクセス)。

う。)の重要性から、作業を大幅に減らして矯正に必要な指導を行うことも、場合によっては作業をせずに行うことさえも可能としたのである。

第2のポイントは、矯正に必要な指導が義務化されている点である。

すなわち、「検討のための素案」では、「各種指導については、犯した罪に対する反省を深めさせて、規則正しい生活習慣、健全なものの方、社会生活において求められる協調性等を身に付けさせ、改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図る効果が期待できるものであるから、全ての受刑者に対して、その特性に応じた各種指導に服することを義務付けるべきである」としている。

もっとも、義務付けるとすることは、改善更生に対する意欲のない者に対しても、義務付けすることを意味する。これらの者に単に義務付けをすることはその者の処遇効果が期待できない。のみならず改善更生に意欲のない者を教科指導等に参加させることで、他の受刑者にも悪影響を及ぼしかねない。そこで重要なことは、単に義務付けをするだけでは十分ではないということである。たとえ改善指導等を受講する意欲のない者であっても、いかに効果的な処遇を上げるかの工夫である。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号、以下「刑収法」という。)は「適切な処遇」(1条)を行うことを目的とする。とするのであれば、単に義務付けをするのみならず、改善更生に対して動機付けをして初めて、同条の趣旨が実現できるであろう。

### 3 刑法改正の経緯

#### (1) 改正刑法準備草案

明治13年制定の旧刑法では「懲役、禁獄、禁錮、拘留」と規定されていたが、明治40年に制定された現行刑法で「懲役、禁錮、拘留」とされた。昭和15年の改正法仮案もこれを受け継いでいる。

その後、改正刑法準備草案では、「ことに懲役と禁錮を単一化すべきかどうかについては最後まで意見が対立し、ついに両案を発表することになった」<sup>9)</sup>。

すなわち本案では刑の種類を規定した現行刑法12条を踏襲し、刑の種類を規定した32条では懲役と禁錮を区別して規定された。その上で、35条2項で「懲役は、刑事施設に拘禁し、作業を賦課する」とし、36条2項で「禁錮は、刑事施設に拘禁し、請願によって作業を行わせる」と規定した。

これに対し、別案では以下のように規定した。

(刑の種類)

32条 刑の種類は、次の通りである。

・・・

二 拘禁刑

・・・

(拘禁刑)

35条 拘禁刑は、無期及び有期とし、有期拘禁刑は、1月以上5年以下とする。

② 拘禁刑は、刑事施設に拘禁する。

③ 拘禁された者には、作業を課する。但し、必要があるときは、改善更生のために適当な他の処遇をおこなうことができる。

別案が32条2号及び35条で懲役と禁錮を単一化した拘禁刑を規定したことについて、「改正刑法準備草案附同理由書」では以下のような説明が加えられている。「拘禁刑の刑としての内容は、拘禁であって、作業の賦課ではない。作業の賦課は拘禁刑の執行の内容である。このことを明らかにするために、とくに第2項と第3項とにかき分けたものであって、もし、作業の賦課も刑の内容とする趣旨であれば、第2項にこれを規定すべきものだからであ」<sup>10)</sup>る。

9) 刑法改正準備会「昭和36年12月改正刑法準備草案附同理由書」(1961年)118ページ。なお、「改正刑法準備草案(未定稿)」の「はしがき」には、「とくに、懲役と禁錮とを単一化するかどうかについて、委員の間に意見が分かれ、両者の一体化を可とする意見がやや多数であったが、単一化された自由刑の名称およびその内容をどの規定するかは、刑の根本観念に触れる問題であるので、この点について十分な検討を尽くすには、なお相当な時間を要するものと考えられる」としている(刑法改正準備会「改正刑法準備草案」法曹時報大12巻第4号別冊付録(1960年)1ページ)。

10) 前掲9)「改正刑法準備草案附同理由書」124ページ。

別案については以下のように評されている。すなわち、「問題はもっと根本的に、破廉恥・非破廉恥という倫理的・心情的な区別を、国家が裁判という形でなすべきであるか、という点にある。道義的責任論は、まさにこのような倫理的・心情的な判断を加えようとするのであるが、それは国家の任務を逸脱するものではないだろうか。まして現在のように価値が多面的な社会では、破廉恥・非破廉恥というような単純なカテゴリーで犯罪を2つに分けることは到底不可能であり、かえって裁判官の主観的な心情をおしつけ、不当な差別を行うことにもなりかねない。準備草案の別案が、懲役・禁錮の区別を廃して拘禁刑という単一のものにしようとしているものは、右のような理由によるものである」<sup>11)</sup>。

さらに35条第3項はその但書で「改善更生のために適当な他の処遇」を認めたことが特徴的であり、「改正刑法準備草案附同理由書」では以下のように説明が加えられている。「懲役における『定役』と異なって、刑の内容ではないから、必ず作業を課さなければならないというわけではない。必要があるときには、改善更生のために適当な他の処遇を行うことができるのである」とする<sup>12)</sup>。この趣旨につき、「国連が定めた『被拘禁者処遇の最低基準』は、自由の拘束は苦痛としての刑罰の内容であるが、作業は苦痛を与えるようなものであってはならない、としている。これは、刑務所内での処遇は、受刑者の更生をめざしたものでなければならず、刑務作業は、学課教育、心理療法などとともに、刑務所内での受刑者生活の一部あるいはその更生のための処遇の一環だということである」<sup>13)</sup>とされている。

以上みてきたように、別案は、自由刑の単一化を認めたこと(32条2号、35条)、さらに、作業以外の「改善更生のために適当な他の処遇」を認めたこと(35条3項但書)について意義がある。

---

11) 平野龍一『刑法 総論Ⅰ』(有斐閣、1972年)31ページ。

12) 前掲9)「改正刑法準備草案附同理由書」124ページ。

13) 前掲11)平野30ページ。

## (2) 改正刑法草案について

その後、改正刑法草案では、以下のように規定された。

(刑の種類)

32条 刑の種類は、次のとおりである。

．．．

二 懲役

三 禁錮

．．．

(懲役)

35条

② 懲役は、刑事施設に拘置する。

③ 懲役に処せられた者に対しては、作業を課し、その他矯正に必要な処遇を行う。

(禁錮)

36条

② 禁錮は、刑事施設に拘置する。

③ 禁錮に処せられた者に対しては、請求により作業を行わせ、その他矯正に必要な処遇を行うことができる。

別案で規定された拘禁刑については姿を消し、従来通り懲役と禁錮が規定された。この理由について、「改正刑法草案：附・同説明書」では、「禁錮存置論の立場から最も強く主張されたのは、犯罪のうちにも、政治犯その他の確信犯や過失犯のように、破廉恥でない動機から犯され、あるいは犯罪の実行においても人間として尊敬に値する態度のうかがわれる場合もあるのであって、刑法及び刑事司法が行為責任を原則とし、それぞれの犯罪に対する道徳的評価を明らかにすることによって一般国民の正義感を維持するものである以上、いたずらに抽象的画一主義に陥ることなく、刑の種類においても、犯罪に対する基本的評価の差を明らかにする必要がある点であった」<sup>14)</sup>と説明される。

14) 法制審議会刑事法特別部会編「改正刑法草案：附・同説明書」(法曹会、1972) 123 ページ。



改正刑法草案で懲役と禁錮が単一化されなかった点は、改正刑法準備草案の別案を後退させるものであった。

もっとも、35条3項については、改正刑法準備草案の別案をさらに前進したとも評価しうる内容となっている。別案では、あくまでも作業を中心としつつ、「必要があるとき」に「改善更生のために適当な他の処遇」ができるとしたに過ぎなかった。これに対して、改正刑法草案は「作業を課し、その他矯正に必要な処遇を行う」として、「その他矯正に必要な処遇」の重要性を別案からさらに一段高めたといえる。

本条項について、「改正刑法草案：附・同説明書」では「刑務作業が行刑における最も重要な処遇方法の1つであり、受刑者の改善更生に資するところが大きいことはいうまでもないが、それが単に作業のための作業あるいは懲罰としての苦役に墮することは避けなければならない、また、作業が懲役の内容として不可欠なものであることを強調するあまり、医療、心理療法、学校教育、職業訓練など他の処遇方法が作業の妨げにならない範囲内でしか許されないとするのは行き過ぎであるので、第3項では、懲役受刑者には作業を課することを原則としながらも、『その他矯正に必要な処遇を行う』ことを明文で規定することとした。」<sup>15)</sup>と説明している。この背景について、「法制審議会の外部においても、多くの論説が発表されたが、内外の議論を通じて、ほぼコンセンサスがえられたと思われるのは、現行法の懲役に関する規定が、『定役』に拘泥し、強制労働の要素を懲役刑の中心においているのは、もはや適当ではないという点であった」<sup>16)</sup>などとされる。

改正刑法草案は自由刑の単一化自体は認めなかったものの、35条3項の趣旨は意義があった。

---

15) 前掲「改正刑法草案：附・同説明書」124ページ。

16) 松尾浩也「自由刑(二)一制度の現状と展望」『刑事政策講座 第二巻 刑罰』(成文堂、1967年)89ページ。

## 4 議論の整理

### (1) 懲役と禁錮の単一化について

従来、懲役と禁錮の単一化に反対する考えは、禁錮受刑者が破廉恥な罪を犯したことを理由としてきた。「刑法は、裁判が一般社会の倫理的意識を基準として刑種を分けているので、道義的非難性と社会的危険性との交錯から来る立法上の困難は、単純な一元的政策論では片付かない」<sup>17)</sup> などとも説明される。しかし、価値観が多様化した現代社会で、裁判が一般社会の倫理的意識を基準にしているとの立論自体が成り立ちえない。「改正刑法準備草案附同理由書」あるいは「検討のための素案」でも説明されているように、犯罪を破廉恥か否かで区別する実質は乏しい。

さらに実際の運用を見ても、懲役と禁錮の区別を維持する理由は乏しい。2019(令和元)年における有期の懲役・禁錮の裁判確定人員について、懲役は24万5537人、禁錮3076人であり、禁錮につき3021人が全部執行猶予であり、全部執行猶予率は98.2%であった<sup>18)</sup>。さらに、禁錮受刑者は、2020(令和2)年3月31日現在で、80.2%が作業に従事していた<sup>19)</sup>。とすると、作業にも従事しない禁錮受刑者は10から20人程度ということになる。令和2年末の受刑者が3万9813人<sup>20)</sup>であることを併せて考えても、現在、懲役と禁錮の区別をする理由はない。両者を単一化することは当然である。

---

17) 小野清一郎・朝倉京一『改訂 監獄法〔復刻新装版〕』(有斐閣、2000年)16ページ。

18) [https://hakusyol.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67\\_2\\_2\\_3\\_2\\_0.html](https://hakusyol.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67_2_2_3_2_0.html)(2022年1月16日最終アクセス)。

19) [https://hakusyol.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67\\_2\\_2\\_4\\_3\\_2.html](https://hakusyol.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67_2_2_4_3_2.html)(2022年1月16日最終アクセス)。

20) 法務省法務総合研究所編『令和3年版 犯罪白書』(2021年)50ページ。

## (2) 処遇の内容について

刑法では、「刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる」(11条2項)と規定されている。この規定を受けて刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「刑収法」という。)92条は「懲役受刑者(略)に行わせる作業は、懲役受刑者ごとに、刑事施設の長が指定する。」とする。本条の趣旨について、「刑事施設において受刑者に作業を行わせることは、我が国の自由刑の中心たる懲役刑の本質的要素であるが、同時に、受刑者の改善更生や円滑な社会復帰を図る上でも重要な機能を有する処遇方策として、従来の我が国の行刑において、基本的かつ重要な地位を占めてきたものである」<sup>21)</sup>と説明される。

刑収法は改善指導についても規定しており、「刑事施設の長は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適應するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため必要な指導を行うものとする。」(103条1項)としている。さらに「麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存があること」(103条2項1号)、「暴力団員であること」(同条項2号)、「その他法務省令で定める事情」(同条項3号)については特別改善指導の対象となる<sup>22)</sup>。

さらに、刑収法は教科指導についても規定し「刑事施設の長は、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対しては、教科指導(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による学校教育の内容に準ずる内容の指導をいう。次項において同じ。)を行うものとする」(104条1項)とする。

これらの規定を受けて、84条では、「受刑者には、矯正処遇として、第九十二条又は第九十三条に規定する作業を行わせ、並びに第百三条及び第百四条に規定する指導を行う」とする。改善指導等については、「刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、前二条の規定による指導を行う日及び時間を定

21) 林眞琴他『逐条解説 刑事収容施設法 改訂版』(有斐閣、2013年)453ページ。

22) 詳細は法務省法務総合研究所編『令和3年版 犯罪白書』(2021年)58・59ページ。

める」(105条)とされる。

問題は作業と改善指導等との兼ね合いである。

作業の意義は前述のように「受刑者の改善更生や円滑な社会復帰を図る上でも重要な機能を有する処遇方策」とされる。たしかに、作業は受刑者の改善更生や円滑な社会復帰に一定の寄与はある。もっとも、監獄法改正に伴い導入された改善指導等は、各刑務所の努力もあり比較的安定して実施されている。改善指導等は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適應するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために行うものである。この中でも特別改善指導は改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善に資するよう特に配慮して行われている<sup>23)</sup>。すなわち、改善指導等は、受刑者の様々な事情を改善することが予定されていることから、作業以上に「受刑者の改善更生や円滑な社会復帰」の効果が期待しうる。とするのであれば、作業を中心としつつ、副次的に改善指導を行うのではなく、各受刑者の特性に応じて臨機応変に作業や改善指導等を実施すべきであろう。

検討会の「新自由刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるものとする」とすることは、改正刑法草案をさらに進めたものとして評価できるであろう。

### (3) 今後の課題

もっとも、このように「必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」と定めたとしても、受刑者側がそれを受け入れる準備ができていることが必要である。本改正ではこれらは義務化されることから、様々な受刑者を想定することが求められる。受刑者は、改善指導等を自ら進んで受講する者から、受講を拒絶する者まで、様々な者がいることが想定される。特に改善指導等を拒絶する受講者に対しては、自ら進んで受講できるように働きかけなければ、「適切な処遇」を行うことはできず、「改善更生を図る」ことを目的とした

---

23) 法務省法務総合研究所編『令和3年版 犯罪白書』(2021年)58ページ。

本改正は画餅に帰すことになる。

そこで、拘禁刑を導入し、懲役と禁錮の区別なく受刑者を収容していたフィンランドを例に挙げながら、検討をしていきたい。

## 5 フィンランドの拘禁刑及びその処遇

### (1) フィンランドの拘禁刑

フィンランド刑法第2章(613/1974)第1条では自由刑として拘禁刑のみを規定している。すなわち、フィンランド刑法は、懲役か禁錮かを区別せず、自由刑として拘禁刑を定めている。自由刑の単一化を実現した上で、受刑者の処遇を行っているのである。

### (2) 受刑者の処遇について

具体的な内容は拘禁法(767/2005、819/2019までの改正を含む)に規定されている。第1章第2条に拘禁刑の目的について規定し、「拘禁刑の執行の目的は、自らの人生に対応する受刑者の能力を促進すること及び社会への再統合を促進することにより、受刑者が犯罪のない人生を過ごす準備をすること、・・・にある」とする。

その上で、第8章では「活動への参加」を規定し、同章第1条1項では「活動の目的と内容」について規定し、「刑務所で組織されたあるいは許可された活動の目的は受刑者の社会での再統合を促進することにある」とする。その方法につき「犯罪のない人生を過ごすため受刑者の準備を促進することによって」

(1号)、「受刑者の職業上の技術、能力、労働そして機能しうる容量を維持し向上させることによって」(2号)、「薬物を使わない生活様式を支援することによって」(3号)とする。なお、同条第2項では、「活動とは、作業、教育そして訓練をいい、受刑者の技術を高めるその他の活動も含む」とする。

さらに、同章第2条では活動への参加の義務について規定する。すなわち、同条第1項は「受刑者は作業及び活動の時間の間、刑務所によって組織されあ

るいは許可された活動に参加しなければならない。」として、活動に参加することが義務化されている。いかなる活動に配属するかについては、「活動に受刑者を配置する際には、「処遇」計画、刑務所の秩序、刑務所の安全と安定、そして社会の安全が考慮されなければならない」（4条）とされる。

このようにフィンランドでは、活動として作業、教育そして訓練を規定とし、その目的を「受刑者の社会での再統合を促進」とし、活動への参加を受刑者に義務付けている。そのため、受刑者の中には、積極的に活動に参加しようとする者がいる反面、消極的な態度を示す者もいる。問題はこのような消極的態度を示す者に対してどのように動機付けをするかである。

### （3） 処遇プログラムについて

フィンランドには様々な処遇プログラム<sup>24)</sup>があるが、その代表的なものとして、受刑者の人生の目標を明確にさせて活動への参加意欲を促進させるモチベーション（動機付け）プログラム<sup>25)</sup>、出所後自立した生活をするため掃除、調理、洗濯の仕方や電気製品の使い方等を教える日常生活プログラム<sup>26)</sup>、さらにはSTOPプログラムと呼ばれる性犯罪受刑者処遇プログラム<sup>27)</sup>もある。

特に注目すべきはモチベーションプログラムである。同プログラムは、受刑者を活動への参加意欲を促進させることを目的としたもので、例えば、STOPプログラムへの受講を拒否した受刑者への参加意欲の促進のためにも使われる。フィンランドでは作業又は活動が義務化されている。仮に、拒絶した態度でこれらを行うことは、十分な改善更生の効果を上げることができない。そこで、受刑者のモチベーションを上げた上で作業又は活動を行わせるのである。

---

24) 齋藤実「フィンランドにおける刑事司法の現在(いま)」学習院法務研究第2号(2010年)125～131ページ。

25) 前掲24) 134ページ。

26) 齋藤実「フィンランドにおける受刑者処遇の現在(いま) —ノルウェーの受刑者処遇と比較しつつ—」犯罪と非行No.171(2012年)141ページ。

27) 齋藤実「フィンランドにおける性犯罪受刑者処遇の今」刑政119巻5号(2008年)36～45。

本改正では作業や指導を単に義務化をしても「適切な処遇」(刑収法1条)はできない。作業や指導を行いうるための環境を整えることが重要である。その環境の大きな要因が、受刑者自らの動機付け(モチベーション)である。とすれば、フィンランドのようにも活動に参加する受刑者の動機付けをあげるためのより効果的なプログラムの導入は重要であろう。

#### (4) 刑務官の役割について

フィンランドではプログラムのみならず、日々の生活で受刑者に動機付けを促している。その動機付けに重要な役割を果たしているのが刑務官である。このことは、刑務官の研修を行う刑事制裁訓練センター(Rikosseuraamusalan、以下“RSKK”と略す。)での刑務官教育を見ると明らかである。

刑務官採用には、18歳以上の者で一定の要件を満たしたものであれば応募することができる。研修期間はオンザジョブトレーニングの9カ月とRSKKでの7カ月の研修、合計16カ月で構成されている。主に、法律及び倫理、受刑者の改善更生、刑務所の治安維持の3つを柱として学ぶ。特に、刑務官という仕事が受刑者の改善更生に関わっていることを徹底して教えることが一つの特徴である。刑務官の仕事は「受刑者のリハビリテーションと指導、および受刑計画を実施し、受刑者を社会復帰させることが目的」と考えられている。さらに、刑務官は、「施設内の他のスタッフ、他の当局、利害関係者、専門家グループ、および受刑者の親戚や親戚と協力する場合は、共同して作業を行うスキル」が求められるとともに、「犯罪等に関する「十分な基本的知識を持っている必要があり、受刑者が犯罪のない生活を送るように動機付け」ることの習得が求められている<sup>28)</sup>。

このように、刑務官は単に刑務所の治安維持のみならず、他の関係者との連携や犯罪に関する基礎知識を持つとともに、受刑者に動機付けを与え、社会に復帰させることが目的とされる。このような明確な目的意識を持った刑務官が、

---

28) 以上、RSKKについては[https://www.rskk.fi/fi/index/perustutkinto\\_1/ammattinavartija.html](https://www.rskk.fi/fi/index/perustutkinto_1/ammattinavartija.html)(2022年1月16日最終アクセス)による。

各刑務所に配属されている。

研修を終え刑務所に配属された刑務官は受刑者とコミュニケーションを取りながら、受刑者に社会復帰への動機付けを与えていく。刑務官はコミュニケーションを通じながら、受刑者のいわば人生のコーチとして社会復帰への動機付けをしていくのである。

今日、フィンランドではこのことをより一層推し進めるため、刑務所コンセプトと呼ばれる刑務所改革を行っている<sup>29)</sup>。刑務所コンセプトの内容は多岐に渡るが、その中でも、特に受刑者が社会で生きていくための基本的な力を付けること、さらには刑務官と受刑者がより一層のコミュニケーションをとることを重視している。刑務官と受刑者とのコミュニケーションは、今までも行われていたが、その重要性がより強く認識され刑務所改革の大きな柱となったのである。

## 6 おわりに

新自由刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業又は必要な指導を行う。このこと自体には、受刑者の改善更生の効果を上げるための改正と評価できる。もっとも、本当に考えるべきは、これらの制度を活用するための環境を整えることである。環境が整わなければ、本改正は受刑者の改善更生のために十分に機能しない。そのために最も重要なことは受刑者自らの改善更生に対する動機付けであろう。動機付けをするためのより効果の高いプログラムの開発は必要であろう。それとともに、受刑者を日々指導する刑務官の果たす役割が重要である。刑務官自身が受刑者を改善更生に導くことを自覚することが重要である。新自由刑の導入は単に刑罰の種類の変更にとどまらない。新たなプログラムの開発、さらには刑務官のあり方まで考えるべき必要がある<sup>30)</sup>。

29) 齋藤実「建国100年を迎えたフィンランドの刑事政策～「刑務所コンセプト」を中心として～」刑政129巻1号(2018年)60～69頁。

30) 本稿執筆後、2022年3月8日、政府は刑罰の懲役と禁錮を廃止して一本化し「拘禁刑」を創設する刑法の改正案を閣議決定した(2022年3月8日11:54日本経済新



## 謝辞

安部哲夫先生、ご退職、誠におめでとうございます。

先生との思い出は数知れず、それだけでも一つの論文ができるかと思えます。ただ、その中でも、先生の研究室でお話しをさせていただいたことが何よりもの思い出です。アポイントもなしに勝手に研究室に上がり込む私をいつも暖かく迎えてくださり、様々なお話をしてくださいました。そのお話の中から得たものが、今の私にとって大きな財産となっております。先生とのお話の中で、研究者とはどのように考えていくべきか、さらにはどのように生きるべきか、そのようなことを学ばせていただきました。また、私の研究も先生からのご指導により大きな影響を受けております。特に北欧刑事法や被害者学に関する研究を細々とながらも続けることができているのは、先生のご指導のお陰です。先生がサバティカルを取られた1年間、先生のゼミをお任せ下さったことも、楽しくそして貴重な経験となりました。沖縄をはじめ全国の様々な施設にご一緒させていただいたことなど、楽しい思い出は尽きません。ただただ感謝申し上げます。今後も刑事法のトップランナーとして、日本の刑事法制度を牽引されるお姿を拝見したいと存じます。改めまして、ご退職おめでとうございます。

---

聞電子版。 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUF082L50Y2A300C200000/>  
2022年3月24日最終アクセス)。